

「二宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」および
「二宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」の概要について

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは】

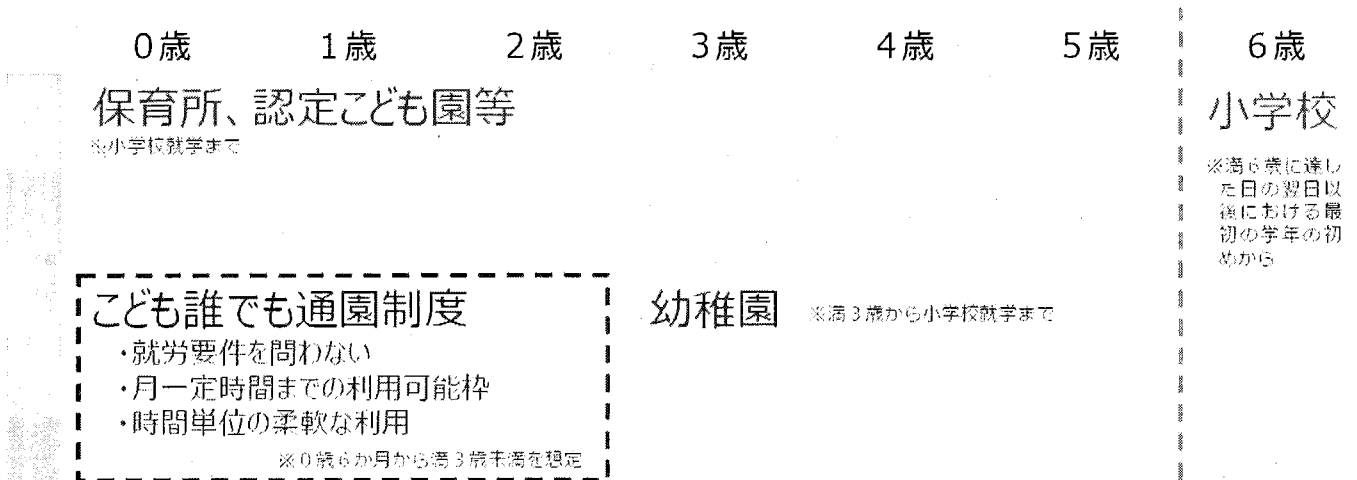
○概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「こども誰でも通園制度」という。）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で創設され、令和8年4月から全ての自治体で実施します。

利用対象者は、0歳6カ月以上満3歳未満の子どもで、子どものための教育・保育給付を受けていない者、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

令和8年度からの実施に伴い、二宮町としては、民間園の負担を考慮し、町立保育園での実施を考えています。

<制度の対象となるこども>



※こども家庭庁の資料より

○「こども誰でも通園制度」と「一時預かり」との違い

	こども誰でも通園制度	一時預かり（二宮町）
主な目的	・こどもの育ちを応援し、良質な育成環境を整備する	・保護者の育児不安の解消を図る ・保護者の負担を軽減する
主な対象	0歳6か月～満3歳未満のこども	0歳6か月～就学前までのこども
事業実施	全ての自治体で実施	自治体が地域の実情に応じて実施 （二宮町内実施施設） ・町立百合が丘保育園 ・中里子育てサロン ・栄通り子育てサロン
利用時間・料金	<国の示す基準> ・利用時間：原則月10時間上限 ・利用料金：標準300円程度/時 （実際の施設開所時間と料金は別に定める）	・利用時間（平日のみ） 9時～16時30分（子育てサロン） 8時30分～17時（百合が丘保育園） ・利用料金 3歳児未満：400円/時 3歳児以上：300円/時

○今後のスケジュール

「二宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「二宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について議決いただいた後、利用認定や国の発出する通知等に基づきながら、令和8年度の本格実施に向け準備を進めていきます。

<今後の主なスケジュール（予定）>

令和7年12月 「二宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「二宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」の制定議案の上程

令和8年1月～ 利用認定に係る事務
4月 本格実施（町立百合が丘保育園にて実施予定）

【二宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】

○条例の趣旨

児童福祉法において、乳児等通園支援事業は市町村の認可事業とされており、二宮町で実施する場合、二宮町が認可をする必要があります。この認可の基準は、国の定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）をもとに、町が条例で定めることとなります。

○条例制定における基本的な考え方

国の基準は、児童福祉法の基本理念に基づき、児童が心身ともに健やかに育成されるために必要な保育の水準を確保するものであることから、二宮町における条例は、内閣府令に定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」の通りとします。

「従うべき基準」…必ず適合しなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

「参酌すべき基準」…十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

○条例制定の根拠

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項

○条例で定める基準の事項

項目	類型	条例
趣旨（第1条）	参酌	国の基準 の通り
最低基準の目的（第2条）	参酌	
最低基準の向上（第3条）	参酌	
最低基準と乳児等通園支援事業者（第4条）	参酌	
乳児等通園支援事業者の一般原則（第5条）	参酌	
乳児等通園支援事業者と非常災害（第6条）	参酌	
安全計画の策定等（第7条）	従う	
自動車を運行する場合の所在の確認（第8条）	従う	
乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件（第9条）	参酌	
乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等（第10条）	参酌	
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準(第11条)	従う	
利用乳幼児を平等に取り扱う原則（第12条）	従う	
虐待等の防止（第13条）	従う	
衛生管理等（第14条）	参酌	
食事（第15条）	従う	
乳児等通園支援事業所内部の規程（第16条）	参酌	
乳児等通園支援事業所に備える帳簿（第17条）	参酌	
秘密保持等（第18条）	従う	
苦情への対応（第19条）	参酌	
乳児等通園支援事業の区分（第20条）	従う	
設備の基準（第21条）	従う	
職員（第22条）	従う	
設備及び職員の基準の特例（第22条の2）	従う	
乳児等通園支援の内容（第23条）	従う	
保護者との連絡（第24条）	参酌	
設備及び職員の基準（第25条）	従う	
準用（第26条）	参酌	
電磁的記録（第27条）	参酌	

【二宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例】

○条例の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、令和8年4月1日から給付化されます。

給付に際しては、乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提に、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められています。

この運営に関する基準を満たしていることの確認は、市町村が国の定める基準または参酌して定める基準に従うことから、令和8年度からの実施に向け、町の基準を条例で定めるものです。

○条例制定における基本的な考え方

二宮町における条例は、国の定める基準と異なる内容を定める特段の事情がないことから、国の基準の通りの内容を規定します。

《国の定める基準》

「従うべき基準」…必ず適合しなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

「参酌すべき基準」…十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

○条例制定の根拠

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項

【条例で定める基準の事項】

項目	類型	条例
趣旨（第1条）	参酌	国の基準の通り
一般原則（第2条）	参酌	
利用定員（第3条）	従う	
面談（第4条）	従う	
正当な理由のない提供拒否の禁止（第5条）	従う	
あっせん及び要請に対する協力（第6条）	従う	
乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認（第7条）	参酌	
乳児等支援給付認定の申請に係る援助（第8条）	参酌	
心身の状況等の把握（第9条）	参酌	
特定教育・保育施設等との連携（第10条）	参酌	
特定乳児等通園支援の提供の記録（第11条）	参酌	
支払（第12条）	従う	
乳児等支援給付費の額に係る通知等（第13条）	参酌	
特定乳児等通園支援の取扱方針（第14条）	従う	
特定乳児等通園支援に関する評価等（第15条）	参酌	
相談及び援助（第16条）	参酌	
緊急時等の対応（第17条）	参酌	
乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知（第18条）	参酌	
運営規程（第19条）	参酌	
勤務体制の確保等（第20条）	参酌	
利用定員の遵守（第21条）	参酌	
掲示等（第22条）	参酌	
乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則（第23条）	従う	
虐待等の禁止（第24条）	従う	
秘密保持等（第25条）	従う	
情報の提供等（第26条）	参酌	
利益供与等の禁止（第27条）	参酌	
苦情解決（第28条）	参酌	
地域との連携等（第29条）	参酌	
事故発生の防止及び発生時の対応（第30条）	従う	
会計の区分（第31条）	参酌	
記録の整備等（第32条）	参酌	
電磁的記録等（第33条）	参酌	